

1 機器の条件

- (1) 環境省が作成した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月)」の「判断の基準」に基づいた調達を実施すること。
- (2) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (3) 千円紙幣が使用できること。
- (4) 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、ユニバーサルデザインに配慮した機器とすること。
- (5) 交通系ICカード(Suica、PASMO等)、電子マネー、バーコード、QRコードなどキャッシュレスの決済に対応した自動販売機であること。
- (6) 災害発生時に内部の商品を無償で提供できる災害ベンダーとすること。

2 販売条件

- (1) 飲料を販売するものとし、酒類及びたばこは販売しないこと。水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶、お茶、スポーツ飲料などのペットボトル、缶の容器入りの清涼飲料水。
- (2) 紙容器、紙コップ、ビンは不可。
- (3) 標準販売価格(定価)より20円引きとすること。

3 安全対策に係る条件

- (1) 自動販売機の設置
自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本産業規格(JIS)の据付基準又は清涼飲料自販機協議会作成の自動販売機据付規準を遵守し、転倒防止措置を講じること。
- (2) 食品衛生
衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく当該県有施設の財産管理者にその許可証を明示すること。
- (3) 防犯
偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、また、屋内設置であっても一般社団法人日本自動販売システム機械工業会作成の自販機堅牢化基準を遵守し、犯罪防止に努めること。

4 自動販売機の設置及び管理運営

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 商品補充等の作業は、当該施設の執務時間内に行うこと。
- (3) 商品の賞味期限及び消費期限に注意すること。
- (4) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置者の責任において対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- (5) 自動販売機に併設して、回収ボックス等を設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。
なお、販売品目に合わせて利用者が缶、ペットボトル(剥離後のラベルを含む)、

ペットボトルのキャップの3種類の分別ができるようにすること。

- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、県の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。
- (7) 商品等の盗難及び破損について、県の責に帰することが明らかな場合を除き、県はその責を負わない。
- (8) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (9) 自動販売機及び回収ボックスの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担すること。
- (10) 設置者は、落札した貸付料とは別途に、光熱水費等を負担すること。この場合、設置者は子メーター（計量法第16条により、検定証印又は基準適合証印が付されているものであって、この有効期限を経過していないもの）を設置すること。
- (11) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の一部を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を県に提出すること。

5 売上状況等の報告

本件賃貸借に係る自販機の売上状況について、毎年4月30日までに前年度の各月の売上数量及び売上金額を当該県有施設の財産管理者あてに報告すること。

ただし、前記報告以外に随時に、前月までの売上について県が問い合わせた場合には、その都度速やかに回答すること。

6 回収物のリサイクルフローの報告

回収物のリサイクル状況について、自動販売機の設置後速やかにリサイクルフローを当該県有施設の財産管理者に報告すること。また、設置期間中に当該リサイクルフローが変更となる場合は、変更後のリサイクルフローを速やかに報告すること。（別添参照）

7 寄附付き自動販売機の設置

- (1) 設置する自動販売機は、公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団（以下、「神奈川フィル」という。）への寄附付き自動販売機とする。
- (2) 落札後、落札者は神奈川フィルと寄附付き自動販売機に関する確認書（仕様書別紙2）を締結しなければならない。
- (3) 寄附金額は売上げ金額の2%以上とする。
- (4) 詳細については落札者と神奈川フィルとで協議する。
- (5) 設置期間中に寄附の受入れが終了した場合は、寄附が終了した旨を正面パネル等に表示すること。

8 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して当該県有施設の財産管理者の確認を受けなければならない。
- (3) 設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利

用が制限される場合がある。

- (4) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置者と県とで協議の上、定めるものとする。

回収容器のリサイクルフロー

1 フローの内容

フローは任意様式とし、次の①から④の内容を含むこと。

① 回収物の種類

例 スチール缶、アルミ缶、ペットボトル

② 回収物の処理（運搬及び処分）を委託する場合は、委託先の名称、住所等

例 収集運搬業者 (株)〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇
中間処理事業者 (株)×× ××県××市××町×ー×

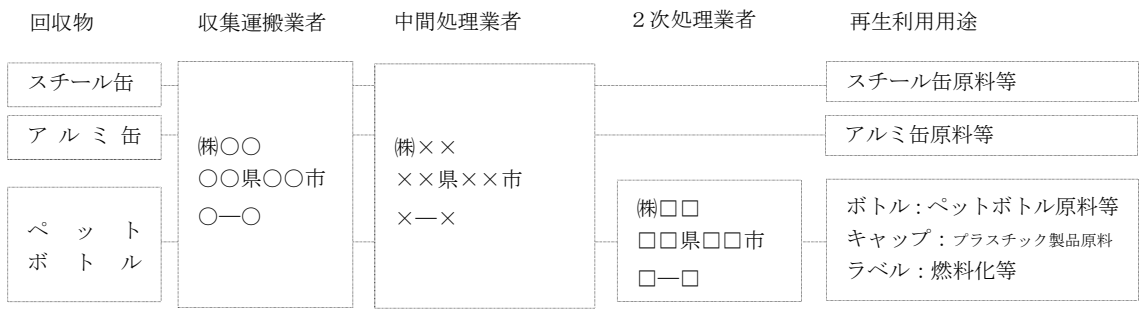
③ ②以外で、回収物のリサイクル工程で処理を行う各事業者の名称、住所等

例 2次処理業者 (株)□□ □□県□□市□□町□ー□
3次処理業者 (株)△△ △△県△△市△△町△ー△

④ 回収物の再生利用用途

例 スチール缶 → スチール缶原料等
アルミ缶 → アルミ缶原料等
ペットボトル → ボトル：ペットボトル原料等
キャップ：プラスチック製品原料等
ラベル：燃料化等

2 フローの記載例



神奈川フィルハーモニー管弦楽団サポート自動販売機に関する確認書

公益財団法人 神奈川フィルハーモニー管弦楽団（以下、「甲」という）と、〇〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、乙と神奈川県が令和7年〇月〇日に締結した神奈川県〇〇〇〇〇に係る自動販売機設置場所賃貸借契約に基づき設置する甲の活動を支援する自動販売機（以下、「サポート自販機」という。）に関して、下記のとおり合意したので、その証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

記

第1条（目的）

サポート自販機の売上金の一部（以下「活動支援金」という。）を甲に寄附し、甲の活動を支援する。

第2条（活動支援金の金額と支払い期日）

- (1) 甲に対する活動支援金は乙が支出する。
- (2) 活動支援金はサポート自販機の売上げ金額の2%以上とする。
- (3) 乙より甲への寄附は、毎9・3月末日締めとし翌月末日に行うものとする。
- (4) 上記(3)に併せて乙は甲に寄附した金額を、神奈川県文化課に報告するものとする。

第3条（有効期間）

この確認書の有効期間は、乙と神奈川県知事が別途締結する自動販売機設置場所賃貸借契約の期間に準ずる。

第4条（自動販売機のデザイン）

寄附付き自動販売機のデザイン等は次のとおりとし、事前に神奈川県の確認を得る。

パネルによる表示	自動販売機内のパネルで寄附先の団体の概要について明示する。 「この自動販売機は、甲の活動支援を目的として売上げ金額の一部を寄附します」等の文言をいれる。
----------	---

- 2 甲の活動が設置期間中に終了した場合は、乙は寄附が終了した旨を表示する。

第5条（協議）

本確認書に明記されていない事項または本確認書の各条項の解釈に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙は誠意を持って協議し、解決するものとする。

令和 年 月 日

甲 神奈川県横浜市中区山下町 25-15
メットライフ山下町ビル9階
公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団
理事長 上野 孝

乙